

災害救助に必要なアクアマジックミネラルウォーター他の供給に関する覚書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社 中京医薬品（以下「乙」という。）は、鈴鹿市内に発生した地震その他による災害において、災害救助に必要なアクアマジックミネラルウォーター他（以下「物資」という。）の供給に関する覚書を、次のとおり締結する。

（覚書の主旨）

第1条 この覚書は、平成26年7月8日に甲乙が締結した、企業立地協定書第5条(地域社会への貢献)に規定する細則として、取り決めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、鈴鹿市内において災害が発生し、乙保有の物資の供給が必要となった場合、乙に対し、次のとおり要請することができる。

- (1) 甲が所有又は管理する施設及び用地への物資の、積込み、運搬、配給に関すること。
- (2) 甲の職員が乙の所有又は管理する施設及び用地への立入り、物資の、積込み、搬出に関すること。

2 前条の規定において、甲乙連絡調整のもと、相互協力するものとする。

（提供物資の範囲）

第4条 乙が甲に提供する物資は、乙所有のアクアマジック鈴鹿工場(鈴鹿市伊船町地内)に保有する次のとおりのものとする。

- (1) アクアマジックミネラルウォーター120ボトル(飲料水)
- (2) 上記(1)を据え置くクレードル(台座)
- (3) その他、乙が保有し、かつ調達可能な物資

（要請の方法）

第5条 第3条に定める要請は、「救援物資提供要請書」(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により、要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が実施する協力業務に要した経費は、甲が負担するものとし、負担する経費の価格は、災害救助法その他法令等に基づくほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めるもののほか、この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成26年8月25日

甲 鈴鹿市

鈴鹿市神戸一丁目18番18

鈴鹿市長 末松 則 子



乙 株式会社 中京医薬品

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番1号

代表取締役社長 山田 正 行

